

○文部科学省告示第百五十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十五日

文部科学大臣 下村 博文

指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間
玉胸飾り	平成二十七年九月 二十五日	平成二十七年十月 五日から平成二十 八年十月十三日ま で	独立行政法人国立文化財機構東京国 立博物館 館長 銭谷 眞美 東京都台東区上野公園十三―九 日本放送協会事業センター 事業センター長 小野 昭一 東京都渋谷区神南二―二―一 株式会社NHKプロモーション 代表取締役社長 旭 充 東京都渋谷区神山町五―五 NRビ ル 株式会社朝日新聞社企画事業本部 本部長 市村 友一 東京都中央区築地五―三―二	東京国立博物館 東京都台東区上野公園十三―九 平成二十七年十月二十七日から平成二十八 年二月二十一日まで 九州国立博物館 福岡県太宰府市石坂四―七―二 平成二十八年三月十五日から同年六月十二 日まで 国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五 平成二十八年七月五日から同年十月二日ま で
玉剣・金剣鞘	同右	同右	同右	同右
秦公鐘	同右	同右	同右	同右
金銀象嵌提梁壺	同右	同右	同右	同右
騎馬俑 (a)	同右	同右	同右	同右
銀製鍍金雲文匱	同右	同右	同右	同右
「麗山園」鍾	同右	同右	同右	同右
半両錢母范	同右	同右	同右	同右











